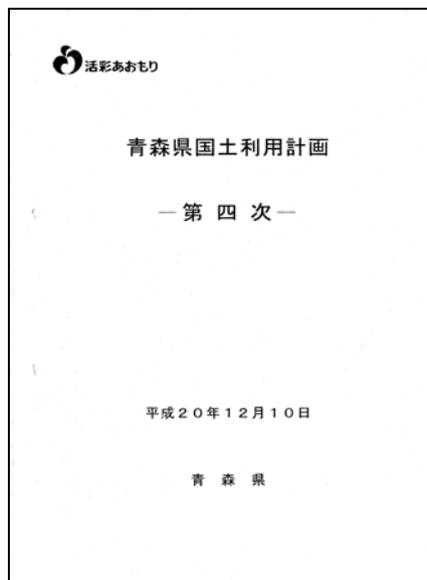


前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、むつ市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的事項を定めるものであり、青森県国土利用計画（第4次）を基本とし、~~地方自治法第2条第4項の規定による基本構想（むつ市長期総合計画）に即して策定したものです。~~



（第4次青森県国土利用計画）
（平成20年12月4日 策定）